

協議会だより

指導員に独自の給付をした自治体があります！

国の第二次補正予算(二〇二〇年六月二日成立)に盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」は、児童分野、学童保育や保育所の職員が対象外になったことから、全国学童保育連絡協議会は二〇二〇

年六月一九日、厚生労働省に学童保育を対象とすることを求める緊急申入書を提出しました。

一方で、指導員への独自の給付を行っている自治体があります(本誌二〇二〇年一〇月号、一一月号「協議会だより」参照。以下、二〇二〇年一一月三〇日現在までの追加分)。

◇埼玉県加須市……一人一万円。対象は民間放課後児童クラブで

の保育に従事した正職員。四月から六月までの期間に「二日の勤務時間が四時間三〇分以上」「一か月の勤務日数が二〇日以上」の二つを満たす月が一月以上ある者。

◇埼玉県本庄市……一人最大三万円。対象は指導員ではなく、学童保育を運営する事業者。「緊急事態宣言」期間に、実際に勤務した日が延べ一〇日以上(の従事者の数に三万円を乗じた額、および、「緊急事態宣言」期間に勤務日が延べ一〇日未満の従事者の数に二万円を乗じて得た額)。

◇埼玉県上里町……対象は指導員ではなく、事業所。一事業所五万円。二〇二〇年四月一日現在、町内で障害福祉、児童福祉、高齢福祉、幼児教育を実施していて、町が認めている事業所。

◇東京都練馬区……二回目の給付。一人三万円。民間の保育園や学童保育で働く職員(雇用形態・勤務日数・勤務時間を問わず)。対象は約九〇〇人。

◇神奈川県南足柄市……一人五万円。対象は、二〇二〇年一月一五日から六月三〇日までの間に延べ一〇日間勤務し、放課後児童クラブで児童と接した者(勤務時間は問わない)。現在退職している者でも、対象期間に勤務していれば交付対象。

◇福岡県北九州市……一クラスあたり一〇万円。北九州市では二〇二〇年五月にひきつづき、二回目の給付。対象は、非正規職員を含む職員。給付金として、もしくは法定福利費などの経費にも用いることができる。市から運営委員会への委託料として支払うので、手続きは不要。

◇福岡県飯塚市……一人あたり三万円。放課後児童クラブ、保育所、保育園、認定こども園、届出

保育施設に勤務する者で、つぎのいずれかに該当する者。(ア)保育施設等を運営する事業者と雇用関係がある者。(イ)保育施設等を運営する事業者と雇用関係がない者のうち、児童または乳幼児と接触機会があり、(ア)に定める者と協力して感染防止に取り組んでいる者。二〇二〇年五月一日の時点で、市内の保育施設等の従事者で、二〇二〇年四月七日以降の勤務実績があること。通常、一週間あたり二〇時間以上勤務する者であること。基準日以降、ひきつづき二月以上当該保育施設等に勤務、または勤務する見込みであること。

◇福岡県行橋市……一人あたり五万円。放課後児童クラブ職員のうち児童との接触を伴う業務に従事する者。二〇二〇年一〇月一日において業務に従事する者で、二〇二〇年四月七日から六月三〇日まで(に延べ一〇日間以上)の勤務した者。

◇福岡県添田町……「五月二十五日」一人最大二万円（職員支援金）、および一施設に二〇万円（事業所支援金）。週二〇時間以上の勤務者一人あたり二万円、週二〇時間未満の勤務者一人あたり五〇〇〇円。学童保育のほか、保育所・幼稚園、医療機関、高齢者福祉施設・障がい者福祉施設等、救護施設が対象。／二〇月五日」一人最大二万円。週二〇時間以上の勤務者一人あたり一万円、週二〇時間未満の勤務者一人あたり五〇〇〇円。二〇二〇年七月一日から同年九月三〇日まで

の間に従事した者、二〇二〇年四月一日時点で添田町住民基本台帳に記載があり、二〇二〇年四月一日から同年九月三〇日までの間に、町外の福祉事業所等で従事した者。

◇長崎県西海市……一人五万円。学童保育は二〇二〇年三月四日から同年六月三〇日までの間、認定ごども園・保育所・小規模保育

事業所は、二〇二〇年三月一四日から同年六月三〇日までの間、一〇日以上の勤務実績のある者。勤務形態・職種の別は問わない。現時点で退職していても、上記の条件に該当すれば対象となる。応援金として給付され、所得税法の非課税規定にもとづき、非課税所得に該当する。

全国学童保育指導員学校を 開催しました

二〇二〇年の全国学童保育指導員学校は、一〇会場で六七、九月に開催する予定でしたが「新型コロナウイルス感染症」拡大防止の観点から、四月上旬に中止または延期を決定しました。

その後、現場で子どもと日々生活と共にする指導員から、「予定されていた研修などがなくなるなかで、なんらかの方法で学ぶ場を持ちたい」という声が各地の連絡協議会へ寄せられるようになりました。そして議論の結果、は

じめての試みではありますが、全国学童保育指導員学校「南関東会場」「東北会場」を、オンラインにより開催しました。

南関東会場は、二〇二〇年一月二日に開催され、三一九人が受講。午前中は片岡洋子先生（千葉大学）が、「子どもが子どもでいられる社会を子どもが自己を育てていくために私たちができること」と題して全体講義を行いました。

午後からは、鈴木隆司先生（千葉大学附属小学校校長）「学童保育の生活とあそび」、大和久勝先生（日本生活指導研究所長、元國學院大学講師）「発達障害の子どもたちの理解と支援」、杉田真衣先生（東京都立大学）「多様な子どもたちとともにあるために」、古川真弓先生（さいわいこどもクリニック・前東京都立小児科総合医療センター）「子どもとアレルギー」の四つの講座を行いました。

東北会場は、二〇二〇年一月二十九日に開催され、八六四人が受講。午前中は、松浦淳先生（青森中央短期大学）が、「学童保育と多職種連携」と題して全体講義を行いました。

午後からは、平本穂子先生（宮城学院女子大学）「学童保育とおよく『食』による子どもの育ちを考える」、畑山みさ子先生（宮城学院女子大学名誉教授）「傷ついた心の理解とケア」、飛鳥井祐貴さん（神奈川県横須賀市指導員）「学童保育で大切にしたいことと指導員の専門性」の三つの講座を行いました。

感染症についてわからないことが多い状況のなか、子どもを感染から守る方法を探り、子どもの日々の生活と保護者の就労等を守ってきた指導員の皆さんにとって、このたびの指導員学校が、はげまし、支えとなり、明日からの保育に役立つことを心から願っています。